

答申第193号  
令和4年11月18日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、令和4年11月7日付け佐市市生第1444号により諮問がありました「佐賀県の「一般廃棄物の減量化・リサイクルの現状分析研究事業」として佐賀大学が委託先となって実施する「ごみの分別・減量化に関する県民アンケート」へ協力するため、本市の住民基本台帳に記録されている市民1000人の住所及び氏名の情報を外部提供することについて」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。